

定期監査結果報告書

令和 6 年度

平群町監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び平群町監査委員に関する条例第2条の規定による監査

2 監査の対象

政策推進課（緊急財政健全化計画について）

3 監査の実施期間

令和6年10月25日から令和6年11月25日

4 監査の範囲

監査の対象に係る令和5年度に執行された財務に関する事務及びその他の関連する事務事業等
但し、必要に応じて過年度分の事業についても対象とした。

5 監査の目的

上記の事務事業を対象に、直近の予算・決算による財務上の管理運営状況と、関係法令及び本町の
条例、規則等に則り適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

6 監査の方法

監査の対象となった担当課よりあらかじめ提出された監査資料に基づき、それぞれの事務事業が法
令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の照合、現地確認、担当職員
から業務の概要及び事務処理状況の事情聴取等により監査を実施した。

また、予算執行等の事務処理については、毎月実施している例月出納検査の結果を参考に監査を実
施した。

第2 監査の結果

監査の対象となった所管課の監査結果は以下のとおりである。

政策推進課（緊急財政健全化計画について）

（1） 監査の目的

本町の財政状況は、人口減少による町税等の自主財源の伸び悩みや高齢化等に伴う社会保障費の
増加、公共施設の整備等のために発行してきた町債の償還により、近年非常に厳しい財政運営を余
儀なくされてきており、財源不足を補う財政調整基金が枯渇する事態となる。

このような緊急事態を受け、「第2次財政健全化計画」（平成29年10月策定）を見直し、より
強力で具体的な取り組みを早期に推進するため、奈良県との連携による新たな「緊急財政健全化計
画」を令和3年3月に策定し、同計画を同年11月に改訂した。

「早期集中プラン」の最終年度の5年度までの取組内容、効果の検証を目的に監査した。

(2) 主な着眼点

監査の目的に従い、下記の点に着眼し監査を実施した。

「緊急財政健全化計画」の策定後の「早期集中プラン」の効果の検証について重点を置いて実施をおこなった。

(3) 事業の概要

令和3年度から令和5年度までを「早期集中プラン」、令和3年度から令和7年度までを「中期対応プラン」として、財政健全化に取り組む。

1. 総人件費の抑制 目標効果額：△73 百万円（令和元年度比）

《早期集中プラン》

- ① 臨時的な職員給与の抑制
- ② 再任用職員給与の抑制
- ③ 会計年度任用職員の減員
- ④ 持ち家に係る住宅手当の廃止
- ⑤ 業務改善及び効率化による超過勤務手当の縮減
- ⑥ 定員管理計画の策定

《中期対応プラン》

- ⑦ 将来にわたる給与抑制措置の検討
- ⑧ 初任給基準の検討

2. 公債費の負担軽減 目標効果額：毎年度△65 百万円（令和元年度比）

《早期集中プラン》

- ① 普通建設事業の抑制（起債発行額を 1.5 億円以内とする）
- ② 既発行債の借換え等

《中期対応プラン》

- ③ 普通建設事業抑制の継続

令和5年度実績

- ・自主財源により約 327,000 千円の繰上償還を実施。
- ・第三セクター等改革推進債の延伸により約 50,000 千円の公債費の抑制。

3. 業務の見直し 目標効果額：△50 百万円（令和元年度比）

《早期集中プラン》

- ① 経常物件費の一律カット
- ② 施設の閉鎖・廃止の検討
- ③ 団体補助金等の見直し
- ④ 決算剰余金の 1/2 以上を財政調整基金へ積み立て
- ⑤ 適切な受益者負担の可否の検討
- ⑥ アウトソーシングの可否の検討
- ⑦ 事業の新陳代謝の促進
- ⑧ 効率的な電算システム設定に向けた仕組みの検討
- ⑨ 特別会計・企業会計に対する繰出し金基準の見直し

⑩ 公共施設等総合管理計画の個別計画の策定

令和5年度実績

- ・老朽化した公営住宅の段階的廃止
- ・事務手続きの簡素化（ハンコレス・ペーパーレスの推進）による経費削減
- ・野菊の里斎場のアウトソーシングを実施

4. 税収・税外収入の確保

《早期集中プラン》

- ① 固定資産税の超過課税の継続
- ② 償却資産の課税強化
- ③ 徴収専門担当配置による未収額の徴収強化
- ④ 体育施設等利用料金の見直し
- ⑤ 自動販売機設置に係る一般競争入札等の税外収入確保策の検討
- ⑥ ふるさと納税の増収

《中期対応プラン》

- ⑦ 「町の住みやすさ」の町外への情報発信強化による移住・定住促進
- ⑧ 平群バイパス沿い等での企業誘致
- ⑨ 平群ブランドのPR強化

令和5年度実績

- ・ふるさと納税寄付額増加、56,816千円

5. 町有財産の計画的な処分と残施設の有効活用

《早期集中プラン》

- ① 旧中央公民館跡地の売却（5年度に売却済）
- ② 旧南保育園の売却（4年度に売却済）
- ③ 若葉台ゲートボール場跡地の公売（5年度に売却済）
- ④ その他遊休資産の売却、利活用

（4）監査の結果

監査の結果、概ね適正と認められたが、下記の事項について今後改善に向けての検討を加え、より適正な事務執行に努められたい。

- ① 平群町に関わらず地方自治体は、少子高齢化と公共施設の老朽化・更新という問題に直面しており、国も含めた行政運営は更に厳しい状況に向かう。その上で、財政の健全化・自立した行政組織の確立は不可欠であり、奈良県の重症警報の解除に向けた、財政健全化の推進は不可避である。
- ② 「緊急財政健全化計画」は施行後3年を経過しているが、「町有財産の計画的な処分」や「業務の見直し」などの項目において、未実施や検討中となっている事項がみられる。計画推進にあたり、財政主管課のみで取組むことなく、組織全体の問題としての意識共有を図り、継続して財政健全化の取組みを実施されるよう求める。
- ③ 「重症警報」発令を解除するために、次年度以降についても、将来負担比率の目標をクリアするために、借入を抑え、償還額が膨らみすぎないように財政を調整しながら進めることを求める。また、税収入・税外収入の確保として、ふるさと納税の寄付が増え、公園遊具の更新や中学校の

楽器の更新ができたことは大きな成果と考える。ふるさと納税の増加の要因にはへぐりブランドのPR強化の成果が大きく、今後も取り組み強化を進めていく必要がある。

- ④「緊急財政健全化計画」のアウトソーシングに基づき、将来の人口減少による職員減少に対応するため、委託できるものは民間活力を活用し、行政のスリム化を図る努力をしつつ、「早期集中プラン」の目標である効率的な電算システム設定については、標準化を含め安全なクラウド利用と効率的なシステム構築を行い、今後の経費削減に繋ぐことができるように検討を続け、また町有財産の処分については、個別目標は売却ができたが、残施設についても売却の検討を進め、継続して財政健全化の取組みを実施されるよう求める。